和歌山		和歌山下津	日高	勝浦、由良
鳥取			鳥取	田後
鳥取　島根			境	
島根			浜田、西郷、三隅	七類
岡山		水島	宇野、岡山	
広島		広島	尾道糸崎、呉、福山	
山口		徳山下松	宇部、岩国、三田尻中関、小野田	油谷
山口　福岡		関門		
徳島			徳島小松島、橘	
香川			高松、坂出	
愛媛			今治、松山、新居浜、宇和島、東予、三島川之江	
高知			高知、須崎、宿毛湾	上川口、室津
福岡		博多	苅田、三池	大島
佐賀			唐津、伊万里	呼子
長崎			長崎、佐世保、福江、厳原、郷ノ浦	脇岬
熊本			三角、八代、熊本	
大分			大分、津久見、別府、佐伯、中津	
宮崎			細島、油津、宮崎	
鹿児島			鹿児島、名瀬、西之表、志布志、川内	大泊、古仁屋
沖縄			運天、那覇、平良、石垣、金武、中城	安護の浦、船浮

別表第五を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前に京浜港、大阪港又は神戸港の港湾管理者が港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第一条による改正前の港湾法第四十四条の二第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が改正法第一条による改正後の港湾法第四十四条の二第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第三条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第四号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ト中「もっぱら」を「専ら」に改め、同号リ中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾」に改め、「国土交通大臣が」の下に「公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第一号の規定により」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　公共用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和三十六年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第八項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に、「道路構造令（昭和三十三年政令第二百四十四号）」を「道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第六条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第七条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第七号中「第五十二条第一項第一号」の下に「の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

内閣総理大臣　菅　　直人

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
国土交通大臣　大畠　章宏

内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　直人